# エクスプレス予約コーポレートサービス(E予約専用W)規約

# 第1条(概要)

- 1. 本規約は、「エクスプレス・カード(E予約専用W)会員規約」(以下、「カード会員規約」という。)で定める法人会員(以下、「法人会員」という。)に対して、西日本旅客鉄道株式会社(以下、「当社」という。)が提供するエクスプレス予約コーポレートサービス(以下、「本サービス」という。)の取扱いについて定める。なお、法人会員は本規約の内容について、カード会員規約に定めるカード使用者(以下、「カード使用者」という。)に周知する義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には当社に対し、一切の責任を負うものとする。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。
- 2. 法人会員は、カード会員規約に定める管理責任者および実務担当者(以下、総称して「管理責任者等」という。)が、当社との連絡調整等、当社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者等の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。また、法人会員は、当社に対する諸手続を管理責任者等が法人会員に代わって行うことをあらかじめ承諾する。
- 3. 管理責任者等は、カード使用者に対する本規約の周知徹底を行うものとする。また、法人会員は、管理責任者等がカード使用者に対して本規約を周知徹底することを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者等の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。
- 4. 本規約等の内容は、エクスプレス予約案内サイト(https://expy.jp/)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知する者とする。
- 5. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員およびカード使用者が本サービスまたはEX-ICサービス(E予約専用W)規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。
- 6. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、 一切の責任を負わない。

## 第2条(本サービスの利用および利用資格)

- 1. カード使用者(カード番号がハウスカード番号の場合。なお、ハウスカード番号とはカード会員規約第3条のハウスカード番号をいう。以下、同じ。)は、カード会員規約に定めるエクスプレス・カード(E予約専用W)を利用することにより、本サービスを利用することができるものとし、利用に際しては、エクスプレス・カード(E予約専用W)のカード番号の入力等その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続(以下、「登録手続」という。)を行うものとする。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければならない。
- 2. カード使用者は、登録手続により通知する I Dおよび任意に登録したパスワードを使用することにより本サービスを利用することができる。なお、初回のインターネットによる購入の申込のときには、カード使用者または管理責任者等(カード番号が基本カード番号、部署カード番号の場合。なお、基本カード番号とはカード会員規約第3条の基本カード番号、部署カード番号とはカード会員規約第3条の部署カード番号をいう。以下、同じ。)は、当社がカード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡する際に使用する電話番号(以下、「連絡先電話番号」という。)を登録しなければならない。
- 3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービ

スの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。

- (1)本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。
- (2) 本サービスにおける法人会員の1 ヶ月あたりのカード番号利用代金額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1 枚あたりのカード番号利用代金額が、1 回でも3 千円を下回った場合。
- 4. 当社は、法人会員、カード使用者または管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。
- (1)本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定めに違反した場合。(本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む)
- (2)カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
- (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合。
- (4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合。
- (5) 第1項による登録または第3条により修正された電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により当社からの連絡がとれなくなった場合。
- (6) 第24条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき。
- (7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。
- 5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要がある。

#### 第3条(会員情報の修正)

カード使用者または管理責任者等は、当社がカード使用者または管理責任者等に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号(以下、「会員情報」という。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

# 第4条(利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等)

- 1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)(以下、「エクスプレス予約HP」という。)により周知するものとする。
- 2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻(以下「購入等」という。)の受付期間、受付時間 および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社が別に定めるところによるものとする。

#### 第5条(申込)

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より通知されたIDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話またはインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができる。

#### 第6条(回答方法、決済)

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、 申込操作完了後の画面への表示、またはカード使用者もしくは管理責任者等が会員情報として登録した電 子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただ

- し、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込(携帯電話(テキストサイト)・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。)に対する当社からの回答の通知は、カード使用者または管理責任者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。
- 2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が、申込操作完了後の画面へ予約等が完了した旨を表示した時、またはカード使用者があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到着したいずれかの場合をもって、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとする。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知とあわせて、お預かり番号の通知等を行うものとする。
- 3. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。
- 4. カード使用者が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号により 決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額 はカード会員規約に定めるカード番号利用可能枠(以下、「カード番号利用枠」という。)による制限を受 けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとする。
- 5. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

#### 第6条の2 (カード使用者の問い合わせ窓口)

- 1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR西日本「エクスプレス予約サポートダイヤル」(以下、「EXサポートダイヤル」という。)にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上等に掲示する。
- 2. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社が別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、EXサポートダイヤルまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとする。

## 第7条(契約成立後の乗車券類の扱い)

本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード会員規約および本規約に 定める場合を除き、乗車区間に応じて当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

## 第8条 (受取前の乗車券類の扱い)

- 1. 本サービスによりカード使用者が購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または受取前までの払戻を行うまでの間、当社において保管するものとする。
- 2. 受取前の乗車券類の変更、払戻については、第5条に定める方法による携帯電話またはインターネットによる変更、払戻に限りすることができる。
- 3. 第1項により、当社において保管している乗車券類についても、第7条に定めるとおり、カード会員規約および本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

## 第9条(受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口(以下、「受取窓口」という。)において、当社が別に定める

方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。

- 2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「EX-ICサービス(E予約専用W)規約」(以下、「IC規約(E予約専用W)」という。)の定めにより東海旅客鉄道株式会社(以下「JR東海」という。)が貸与するEX-ICカードまたはカード会員規約第3条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社のみどりの窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。
- 3. 第1項の乗車券類の受取期間は、当社が別に定めるところによるものとする。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができない。
- 4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。
- (1)特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、 乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻 請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。
- (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。
- 5. カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が前条 第1項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第3項に規定する 受取期間の満了日とみなすものとする。

#### 第10条(受取後の乗車券類の扱い)

- 1. 前条第1項に定める受取後の乗車券類の変更、払戻については、携帯電話またはインターネットによる変更、払戻はできないものとする。
- 2. 受取後の乗車券類についても、第7条に定めるとおり、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとする。

## 第11条(還元)

- 1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがある。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとする。
- 2. 法人会員のカード会員規約第3条に反するカード番号利用、または、カード会員規約第25条の2に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止する。また、当社が法人会員に対し、当該の不適切な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとする。

## 第12条 (変更の可能性)

- 1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
- (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間。

- (2) 第5条の申込方法。
- (3) 第6条第5項のEXサポートダイヤルの電話番号、受付時間等。
- (4) 第9条第1項および同第2項の受取窓口、受取方法。
- (5) 第9条第3項の受取期間。
- (6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容。
- 2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとする。
- (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。
- (2)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
- (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。
- 3. 当社は、理由の如何を問わず、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部を終了させることができるものとする。

## 第13条(会員情報の収集等に関する同意)

- 1. 本サービスに基づき当社が知り得た購入履歴およびサーバー通信履歴等の会員情報、その他カード番号使用に際し、当社がカード使用者の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録することまたは写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報(以下、「会員情報」という。)についての取扱いは、以下による。
- 2. 法人会員は、JR 東海およびJCB が前項に規定する会員情報について、本サービス提供のために予め保有し、当社との間で共同利用することに同意する。
- 3. 法人会員は、当社が個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意する。
- (1) 当社が法人会員の募集、法人会員からの本サービスの利用に際しての問合せおよび宣伝物の送付等の営業案内に関する業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。
- (2) 当社と当社が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社が、商品・サービスの提供等を行うために、第1項に定める会員情報を共同利用すること。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有するものは当社とし、相談窓口は本規約末尾に記載の窓口とする。
- 4. 第1項に規定する会員情報については、JR東海、JCBおよび前項に規定する業務委託先または提携会社以外に対して原則的に開示しないが、以下の項目に該当する場合開示することがある。
- (1) 法人会員が会員情報の開示に同意している場合。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、法人会員の同意を得ることが困難である場合。
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、法人会員の同意を得ることが困難である場合。
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、法人会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- (6) 統計情報(個人を特定できない情報)として開示する場合。

- 5. 法人会員は、次の(1) または(2) に定める事項、その他本規約に定めるカード使用者および管理 責任者等の会員情報の利用について、目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する 等して、法人会員の責任においてカード使用者および管理責任者等の同意を得るものとする。
- (1) 本規約に基づきカード使用者および管理責任者等に関する情報を法人会員が当社、JR東海および JCBに対し提供すること。
- (2) 本規約に基づく本サービスの利用内容が当社から法人会員に対して提供されること。

## 第14条(会員情報の開示、訂正、削除)

- 1. 法人会員は、当社、JR東海、JCBおよび前条第3項に規定する業務委託先または提携会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求できる。なお、開示請求は本規約末尾に記載の窓口に連絡するものとする。
- 2. 開示請求により、万一、登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとする。

# 第15条(会員情報の取扱いに関する不同意)

- 1. 当社は、法人会員が第13条ないし第16条に定める会員情報の取扱いについて承諾しない場合、カード会員規約に定める法人会員の退会または当該カード使用者の個人名カード番号の利用を停止する手続きをとることがある。
- 2. 法人会員が第13条第5項の定めに従って、カード使用者または管理責任者等から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は自らの責任と負担においてこれを処理し、当社に何らの損害および迷惑をかけないものとする。
- 3. 前項に関し、当社がカード使用者または管理責任者等から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとする。

## 第16条(退会後の会員情報の取扱い)

カード会員規約に定める退会の申し出または第2条に定める本サービス利用資格の喪失後も、第13条に定める目的(ただし、第13条第3項(1)に定める営業案内を除く。)並びに開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用する。

# 第17条(法人会員およびカード使用者の義務)

- 1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
- 2. 法人会員は、IDおよびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
- 3. カード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

## 第18条(法人会員の責任、当社の免責、損害賠償)

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員およびカード使用者が行った一切の行為・結果、並びにIDおよびパスワードによりなされた一切の行為・結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員またはカード

使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任において当該第三者との紛争を解決するものとする。

- 2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとする。
- (1)会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があったことにより、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (2) ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者 または第三者が被った不利益。
- (3) 当社がカード使用者の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (6) EXサポートダイヤルの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益。
- (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員カード使用者または第三者が被った不利益。
- (9) 申込操作完了後の画面への表示またはカード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メール等に付随 していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果 として法人会員またはカード使用者の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過した当社から送信された 電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (12) その他、法人会員がカード会員規約、本規約、I C規約(E予約専用W) および当社または他社の定める運送約款および法令の定めに違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者が行ったことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- (13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益。
- 3. 法人会員またはカード使用者が、本規約、I C規約(E予約専用W)および当社または他社の定める 運送約款および法令の定めに違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を 賠償する責任を負うものとする。

#### 第19条 (通知および同意の方法)

1. 当社から、法人会員およびカード使用者への本サービスの運営および内容に関する通知は、エクスプ

レス予約案内サイト(https://expy.jp/)等への提示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。

2. 前項の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者が承諾したものとみなす。

## 第20条(権利の帰属)

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

#### 第21条(債権譲渡および債権供担保の禁止)

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとする。

## 第22条(相殺禁止)

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとする。

# 第23条(合意管轄裁判所)

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24条(誓約事項等)

- 1. 法人会員は、カード会員規約に定める契約(以下、「本契約」という。)締結時および将来にわたって、カード会員規約に定める会員および管理責任者等(以下、「会員等」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないことを誓約する。
- 2. 当社は、会員等が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービスの利用資格を喪失させることができる。
- (1) 反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったことが認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配している、または経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 会員等自らあるいは第三者の不正の利益を図る目的または当社あるいは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したとき。
- (4) 反社会的勢力への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6)会員等自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。
- (7) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、暴力的な要求行為、または法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。
- (8) 会員等自らあるいは第三者を利用して、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行

為をしたとき。

- (9) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある 行為を行ったとき。
- (10)会員等自らあるいは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。
- (11) その他全各号に準ずる行為を行ったとき。
- (12) 本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。
- 3. 当社が、前条の規定に基づいて、本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させた結果により、会員等に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとする。また、これにより当社が被った損害については、法人会員に対して賠償の請求を行うことができるものとする。
- 4. 当社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約に定める新たな取引を行わないものとする。

## <相談窓口>

当社に対する会員情報の開示(JR東海、JCBおよび共同利用会社への開示請求を含む。)・訂正・削除等の会員の個人情報に関する問合せ・相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申し出については下記に連絡することとする。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理者を設置する。

西日本旅客鉄道株式会社 個人情報お問い合わせ窓口 〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目 4番 24号 電話 0570-00-8691

# 約定支払日の取扱いに関する特約

本特約は、西日本旅客鉄道株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものとする。

## 第1条(総則)

- 1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス(E予約専用W)規約」(以下、「EX予約コーポレート規約(E予約専用W)」という。)及び EX-IC サービス(E予約専用W)規約(以下、「IC C規約(E予約専用W)」という。)の特約とする。
- 2. 本特約は「エクスプレス・カード(E予約専用W)会員規約」(以下、「カード会員規約」という。) に定める法人会員(以下、単に「法人会員」という。) で当社所定の申込書により本特約に定める約 定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用される。
- 3. EX予約コーポレート規約(E予約専用W)及びIC規約(E予約専用W)と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとする。
- 4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者(以下、単に「カード使用者」という。)に本特約を周知する義務を負うものとする。

## 第2条(用語の定義)

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、EX予約コーポレート規約(E予約専用W)、IC規約(E予約専用W)に定めるところによるものとする。

# 第3条(本特約の変更)

- 1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とする。本特約を変更した場合、カード使用者の1人が変更後にエクスプレス予約コーポレートサービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、法人会員及びカード使用者が変更後の特約に同意したものとみなす。
- 2. 当社は、前項の変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

# 第4条(カード番号利用日)

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなす。

- (1)カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、カード使用者が EX-IC カードにより駅に入場した時点。
- (2)カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、及び EX-IC サービスを利用する場合であって EX-IC カード等により I C 自動改札機を通過して 入場することができないため別に定める証票を受け取るときは、カード使用者が乗車券類等を 受け取った時点。
- (3)カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がEX予約コーポレート規約(E予約専用W)第8条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。
- (4)カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が I C 規約 (E 予約専用W) 第8条により、カード使用者と当社との間で締結した EX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点。

#### 第5条(運送契約の成立)

カード使用者と当社との運送契約の成立については、EX予約コーポレート規約(E予約専用W)及びIC規約(E予約専用W)に定める通りとする。

#### 第6条(受取期間経過後の乗車券類の取扱い等)

- 1. カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、EX予約コーポレート規約(E予約専用W)第9条第3項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなす。
- 2. カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに駅に入場しなかった場合、当該日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなす。

#### 第7条(合意管轄裁判所)

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。